

議案第21号

令和4年度鳥取県営病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	822床
(2) 年間入院患者数	244,397人
(3) 年間外来患者数	317,183人
(4) 一日平均入院患者数	670人
(5) 一日平均外来患者数	1,305人
(6) 主要な建設改良事業	
医療機器備品	503,838千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	30,376,753千円
第1項 医業収益	24,265,994千円
第2項 医業外収益	5,972,187千円
第3項 特別利益	138,572千円
支 出	

第1款 病院事業費用	29,497,961千円
第1項 医業費用	28,833,430千円
第2項 医業外費用	635,943千円
第3項 特別損失	28,588千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,037,359千円は、過年度分損益勘定留保資金2,037,359千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,531,572千円
第1項 企業債	503,700千円
第2項 負担金	947,127千円
第3項 一般会計精算金受入	80,745千円

支 出

第1款 資本的支出	3,568,931千円
第1項 建設改良費	548,722千円
第2項 企業債償還金	3,020,209千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院看護衣賃借料	令和5年度から 令和7年度まで	70,506千円

中央病院検体検査業務委託	令和5年度から 令和9年度まで	1,336,294千円
中央病院臨床検査用試薬購入事業費	令和5年度から 令和9年度まで	752,377千円
中央病院メラ遠心ポンプシステム（HCS）保守点検業務委託	令和5年度から 令和8年度まで	1,872千円
中央病院ドレーゲル麻酔器等点検業務委託	令和5年度から 令和8年度まで	19,448千円
中央病院除細動器保守点検業務委託	令和5年度から 令和8年度まで	2,692千円
中央病院滅菌器等点検業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	4,612千円
中央病院総合医療情報システムサーバ機器等保守管理業務委託	令和5年度から 令和10年度まで	7,392千円
厚生病院診療材料（液化酸素）購入事業費	令和5年度から 令和14年度まで	127,870千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	千円 503,700	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えす

				ることができるものとする。
<p>(一時借入金)</p> <p>第7条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。</p> <p>(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 職員給与費 14,068,822千円</p> <p>(2) 交際費 800千円</p> <p>(他会計からの補助金)</p> <p>第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">補 助 の 目 的</p> <p>(1) 院内保育所の運営に要する経費 21,324千円</p> <p>(2) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費 39,239千円</p> <p>(3) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 176,103千円</p> <p>(4) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 283,057千円</p> <p>(5) 職員の児童手当に要する経費 100,784千円</p> <p>(たな卸資産購入限度額)</p> <p>第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,968,739千円と定める。</p> <p style="text-align: center;">令和4年2月22日提出</p>				

鳥取県知事 平 井 伸 治